

(第1号様式)

NO.
横須賀市自殺対策連絡協議会
傍聴章
(お帰りの際は、事務局へお返しください)

この章は、協議会主催の研修会、勉強会、講演会、セミナー等の開催に際して、出席者として参加する方を対象として発行されます。この章を所持していることは、協議会の主催する研修会等に出席していることを示すものとして有効です。この章は、協議会の事務局から発行され、有効期限は発行日から3ヶ月以内です。この章の有効期限が満了した場合は、事務局へお返しください。この章の返却に際しては、事務局が定める返却方法に従ってください。この章は、協議会の事務局に届いた日から有効です。この章の有効期限が満了した場合は、事務局へお返しください。この章の返却に際しては、事務局が定める返却方法に従ってください。

(第1号様式)

NO.
横須賀市自殺対策連絡協議会
傍聴章
(お帰りの際は、事務局へお返しください)

この章は、協議会主催の研修会、勉強会、講演会、セミナー等の開催に際して、出席者として参加する方を対象として発行されます。この章を所持していることは、協議会の主催する研修会等に出席していることを示すものとして有効です。この章は、協議会の事務局から発行され、有効期限は発行日から3ヶ月以内です。この章の有効期限が満了した場合は、事務局へお返しください。この章の返却に際しては、事務局が定める返却方法に従ってください。この章は、協議会の事務局に届いた日から有効です。この章の有効期限が満了した場合は、事務局へお返しください。この章の返却に際しては、事務局が定める返却方法に従ってください。